

仕 様 書

1 委託件名

令和7年度大田区共同出展ブースの装飾施工に関わる委託業務

2 展示会

展示会	装飾期間	施工場所	面積
テクノフロンティア 2025	【会期】 令和7年7月23日(水) ～25日(金) 【設営日】 令和7年7月21日(月) 【出展企業搬入日】 令和7年7月22日(火) 【撤収日】 令和7年7月25日(金) ※会期終了後	東京ビッグサイト 西展示棟(東京都 江東区有明3-11- 1)	小間サイズ: 10小間 1小間 (奥行2.97m×間 口2.97m)

3 委託内容

(1) 定義

①大田区パビリオン

協会と大田区企業の共同出展ブース全体の名称。

②共同出展装飾

大田区パビリオンの装飾。大田区パビリオンとして全体で一体感がある装飾を行う。

③各社出展スペース

大田区パビリオン内に各出展社用の出展スペースを設置する。

④通常枠小間

例年、協会が実施している大田区見本市共同出展事業と同様の出展枠小間。通常枠小間の出展者は会期の全期間出展となる。

通常枠小間での出展者数：12社

⑤チャレンジ枠小間

過去に東京ビッグサイト、幕張メッセ、パシフィコ横浜などで開催される大規模展示会への出展経験がない企業を対象とし、初めて大規模展示会に出展し、さらなるステップアップに挑戦する出展枠小間。チャレンジ枠小間の出展者は会期中の1日のみ出展となる。

チャレンジ枠小間での出展者数：9社

※チャレンジ枠小間での出展は会期中の1日のみであり、1日あたりのチャレンジ枠小間の出展者数は3社

(2) 装飾委託

①大田区パビリオン共同出展装飾

・床パンチカーペットを敷く(カーペットの色は協会担当者と協議の上決定)。

- ・大田区パビリオン上部等に PR 効果を高めるため、大田区企業の有する高い技術力と「ものづくりのまち大田区」を連想させる装飾を施す。
- ・アイランド型式（4面開放）の小間設営を行う。
- ・大田区パビリオン内に施錠可能なストックルームを設置する。※収納ラックを設置すること。
- ・ストックルームの位置や大きさ等、利便性を勘案した設営を行う。
- ・「通常枠小間（出展者 12 社分）」と「チャレンジ枠小間（出展者 3 社分）」を設ける。
- ・その他、集客を高める効果的な装飾を行う。

③通常枠小間

- ・12 社分の各社出展スペースを設置する。各社出展スペースには以下の設備等を設置する。

【各社出展スペースの設備等】

スポットライトを 2 灯以上、壁面つきの展示台、社名板、コンセント（2 口：100w）、パンフレット入れ（2 つ）、LED バックライトパネル

※LED バックライトパネルについては、版下製作・フィルム印刷まで行う（画像・テキストデータについては支給）。

④チャレンジ枠小間

- ・3 社分の各社出展スペースを設置する。各社出展スペースには以下の設備等を設置する。

【各社出展スペースの設備等】

スポットライトを 2 灯以上、壁面つきの展示台、社名板、コンセント（2 口：100w）、パンフレット入れ（2 つ）、LED バックライトパネル

※LED バックライトパネルについては、版下製作・フィルム印刷まで行う（画像・テキストデータについては支給）。

⑤電気工事

- ・会場内の電源からブースまでの配線を行う。
- ・各出展者用展示台にはコンセント（2 口：100w）を 1 か所設置する。
- ・大田区パビリオン上部等の装飾が目立つように照明をあてる。

⑥撤収

- ・会期終了後、出展者の搬出が終わったら速やかに装飾の撤収を行う。
- ・撤収に伴い発生した廃棄物は適切に処分する。

(3) 装飾の補助及び保守

- ・展示会の会期中、委託者は会場に同行し、装飾等の保守が必要になった場合には速やかに対応する。
- ・出展者のパネル設置等、委託者は軽微な装飾に協力する。

(4) 展示会主催者への手続き等

- ・本件施工において、展示会主催者などへの必要な各種手続きを代行する。
- ・上記に伴い、図面等が必要な場合は作成する。

(5) 打ち合わせの同行

- ・出展企業との打ち合わせが必要な場合には、協会担当者と同行し参加する。

4 本契約の解除

協会は、協会の都合によって、本契約を解除することができる。その場合、協会は委託業者に対して、キャンセル料を支払うものとする。キャンセル料の算出は、キャンセル日をもって、それまでに合意している内容を委託業者が作成した見積書にもとづいて行い、制作物完成やサービス提供済の判断は、当該見積書の項目ごとに行う。なお、見積書の各項目の費用が発生する前に、必ず協会へ報告し、協会の承認を得ることとする。

5 その他

- (1) デザインの著作権、使用权は協会に帰属するものとする。
- (2) その他、本仕様がないもので本委託業務に必要な事項が生じた場合は、協会担当者と協議しその指示に従うものとする。